

強化委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ろう者協会(以下「当協会」という。)の強化委員会について定める。

(目的)

第2条 強化委員会は、デフリンピック・世界選手権・アジア太平洋大会等の国際大会でのメダル獲得及びスキルアップや強化育成を目的として、競技会参加会員に対して、強化の活動支援を行う。

(基本事業)

第3条 強化委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)及び一財)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会との連携
- (2) 日本障がい者水泳協会(以下「日障水協」という。)、一社)日本身体障がい者水泳連盟(以下「日身水連」という。)及び一社)日本知的障害者水泳連盟(以下日知水連という)との連携
- (3) 強化学業計画の策定
- (4) 強化学業の確認と評価
- (5) 選手、監督・ヘッドコーチ・コーチ・トレーナー・総務・手話通訳者等(以下「スタッフ等」という。)相互のコミュニケーション
- (6) 新人発掘及び育成の推進
- (7) 指導者育成の推進
- (8) マスコミ及びスポンサーへの対応

(強化委員会の組織)

第4条 強化委員会の構成は次の通りとする。

委員長	1名
監督	1名
ヘッドコーチ	1名
コーチ	若干名
トレーナー	若干名
総務	若干名
手話通訳者	若干名

(委員長)

第5条 委員長の役割は次の通りとする。

監督との密接なコミュニケーションを基に、以下の事項を実施する。

- (1) 強化事業に関する全般的な事業計画を策定する。
- (2) 監督と密接なコミュニケーションを取り、委員会を統括する。
- (3) 問題が発生した際には、監督及び他の委員からの意見を取り入れ、解決を図る。
- (4) 必要に応じて、監督（選手の統括責任者）、ヘッドコーチ、コーチ、トレーナー、総務間の調整を行う。
- (5) 委員長は、監督・ヘッドコーチ・総務等を兼務する場合がある。

(監督)

第6条 監督の役割は次の通りとする。

委員長及び他のスタッフ等との密接なコミュニケーションを基に、以下の事項を実施する。

- (1) 選手を統括する。
- (2) 国際大会への派遣選手・派遣スタッフ等を選出、決定する選考委員会の長となる。また、選考委員会で作成した選考基準に基づき理事会の承認を得る。
- (3) 委員長と連携し、国内・海外合宿や遠征のスケジュールを作成し、それらに参加する選手及びスタッフ等を選出する。
- (4) 強化事業予算を作成し、理事会で協議する。
- (5) 委員長と連携し、強化事業内容を理事会で定期的に報告する。
- (6) 委員長と連携し、JPC、日障水協、日身水連及び日知水連との連絡を密にし、当協会への有益情報を適切なタイミングで伝達する。
- (7) 委員長と連携し、合宿、国内・国際大会参加の日程が日本知的障害者選手権水泳競技大会、ジャパンパラ水泳競技大会、パラ水泳春季記録会等の大会・記録会と極力重複しないように日程調整をする。
- (8) 監督は、委員長を兼務することがある。

(ヘッドコーチ)

第7条 ヘッドコーチの役割は次の通りとする。

- (1) 監督を補佐する。
- (2) 監督の要請を受け、強化事業方針に則り積極的に活動する。
- (3) ヘッドコーチは、総務を兼務することがある。

(コーチ)

第8条 コーチの役割は次の通りとする。

- (1) 監督、ヘッドコーチを補佐する。
- (2) 監督、ヘッドコーチの要請を受け、強化事業方針に則り積極的に活動する。

(トレーナー)

第9条 トレーナーの役割は次の通りとする。

- (1) 強化委員会の一員として、委員長及びその他のスタッフと連携し、選手の自身による身体管理のサポートを行う。
- (2) 監督、ヘッドコーチの要請を受け、強化事業方針に則り積極的に活動する。

(総務)

第10条 総務の役割は次の通りとする。

- (1) 委員長・監督と連携し、強化事業全般及びそれぞれの合宿や大会等のマネジメントのサポートを行う。
- (2) 強化委員会の一員または事務局として、強化事業方針に則り積極的に活動する。
- (3) 総務は、委員長及びヘッドコーチと兼務する場合がある。

(手話通訳者)

第11条 手話通訳者の役割は次の通りとする。

- (1) 強化事業全般においての手話通訳を行う。
- (2) 強化委員会の一員として、強化事業方針に則り積極的に活動する。

(監督の選出)

第12条 監督の選出および任期は、強化委員会での検討を経て理事会で決定する。

(ヘッドコーチの選出)

第13条 ヘッドコーチの選出は、監督が推薦し、理事会で選出及び任期を決定する。

第14条 ヘッドコーチは、公財)日本水泳連盟(以下「日水連」という。)公認水泳コーチ3以上の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する者とする。

(コーチの選出)

第15条 コーチの選出は、監督が推薦し、理事会で選出及び任期を決定する。

第16条 原則として日水連公認基礎水泳指導員以上の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する者とする。

(トレーナーの選出)

第17条 トレーナーの選出および任期は、強化委員会での検討を経て理事会で決定する。

第18条 原則として、公認トレーナー等の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する者とする。

(手話通訳者の選出)

第19条 手話通訳者の選出および任期は、強化委員会での検討を経て理事会で決定される。

第20条 手話通訳士の有資格者で、通訳者として優秀な資質を有する者とする。

(総務の選出)

第21条 総務の選出は、監督が推薦し理事会で決定する。

第22条 原則的に障がい者スポーツ指導員の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する。ただし、資格がなくても、資格取得中または取得の意思があれば認めることがある。

(国際大会等派遣選手及びスタッフ等の選考)

第23条 デフリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会等の代表選手及びスタッフ等の選考については、当協会の「国際水泳競技大会」日本代表選手等選考委員会規程によるものとする。

(事業費用)

第24条 委員長及びスタッフ等が本規程に定められた事業を行う場合には、日当、旅費が支給される。

2 選手の合宿や大会出場にかかる費用は、原則として個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。

3 キャンセル料が発生する場合については、大会主催者の規程及び決定に従うものとする。

(当協会指定ユニフォーム)

第25条 選手及びスタッフ等は、当協会が派遣する合宿や大会については、当協会が指定するユニフォームを着用すること。

(附則)

この規程は平成27年2月28日制定、平成27年4月1日より施行する。

本規程は、平成28年2月28日付一部改正する。

本規程は、平成29年1月20日付一部改正する。

本規程は、令和2年3月22日付一部改定する。

本規程は、令和3年3月14日付一部改正する。